

## 地域審議会の概要

### 1. 地域審議会の趣旨

地域審議会は、合併による行政区域の拡大に伴い「地域住民の意見が市政に反映されにくくなるのでは」という不安や懸念を解消し、よりきめ細やかに地域住民の皆さんの意見を市政に反映していくため、合併特例等法（合併新法）の規定により旧1市2町単位で平成20年3月に設置された。

### 2. 美祢市地域審議会の概要

#### (1) 設置期間

平成20年3月21日（合併の日）～平成30年3月31日【合併後10年間】

#### (2) 地域審議会の事務【地域審議会の設置に関する協議第3条（抜粋）】

審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市基本計画の変更に関する事項
- (2) 新市基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

※必要と認める事項としては、新市基本計画の執行状況、公共施設の設置・管理運営、廃棄物処理・消防等の施策の実施状況などが考えられる。

#### (3) 委員の構成及び任期

委員は15人以内（公共的団体等を代表する者、行政区を代表する者、学識経験者、公募による者）で構成。

委員任期は2年（補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。）

第5期：平成28年9月1日～平成30年3月31日

#### (4) 会長・副会長

委員の互選によって定める。

#### (5) 会議

- ・会議は会長が招集する。
- ・委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- ・会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- ・会議は原則として公開。

## (6) 議事の進め方

平成20・21年度

- 【基本審議事項】 ○新市の基本構想の作成に関する事項  
○新市基本計画の執行状況に関する事項

平成22年度以降

- 【基本審議事項】 ○新市の基本構想に関する事項

## (7) 地域審議会の庶務

美祢地域審議会	美祢市総合政策部地域振興課	TEL0837-52-1128
美東地域審議会	美東総合支所総合窓口課	TEL08396-2-5000
秋芳地域審議会	秋芳総合支所総合窓口課	TEL0837-62-1912

## 地域審議会の設置に関する協議

### (設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第1項の規定に基づき、合併前の美祢市、美東町及び秋芳町の区域ごとに、地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成30年3月31日までとする。

### (所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市基本計画の変更に関する事項
- (2) 新市基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 行政区を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

### (会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、毎年度、開催するものとする。

4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、本庁及び総合支所の地域振興を担当する課において処理する。

(雑則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 地域審議会会議運営について

### 1 会議の公開について

- (1) 原則として公開するものとし、議長が必要と認める場合には、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。
- (2) 議事の内容については、広報みねや、市のホームページなどを活用するものとする。

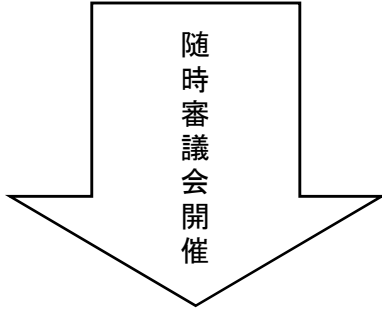
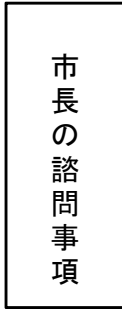
### 2 会議の傍聴について

- (1) 会議の傍聴については、原則として自由とする。
- (2) 傍聴希望者多数の場合には、人数を制限することができる。
- (3) 傍聴希望者は、受付簿へ住所、氏名を記入し、傍聴席で傍聴を行う。
- (4) 傍聴者には、委員と同様の資料を配布するものとする。
- (5) 会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めないものとする。ただし、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りではない。
- (6) 傍聴者の発言は認めないものとする。
- (7) 傍聴者に会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制し、従わない場合は退場させるものとする。

### 3 その他

その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、審議会において協議するものとする。

## 第5期地域審議会 スケジュール

		日 程	議 事
平成28年度	平成28年9月	H28.9.20 <b>第1回審議会</b>	地域審議会の役割
	10月		
	11月	中旬～下旬 <b>第2回審議会</b>	(案) 第1次美祢市総合計画実施計画(第7期)意見具申
	12月		
	平成29年1月		
	2月		(案)
平成29年度	3月	中旬～下旬 <b>第3回審議会</b>	地域審議会からの意見への対応 第1次美祢市総合計画実施計画(第8期)概要
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月	中旬～下旬 <b>第4回審議会</b>	(案) 第1次美祢市総合計画実施計画(第8期)意見具申
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	平成30年1月		
2月		(案)	
3月	中旬～下旬 <b>第5回審議会</b>	地域審議会からの意見への対応 第1次美祢市総合計画実施計画(第9期)概要	

地 域 審 議 会 終 了

## 美祢市地域審議会（第1期～第4期）の開催状況

	年度	開催状況	協議事項
第1期 H20.9.1 ～H22.8.31	平成20年度	審議会 2回	会議運営, 審議会概要, 新市基本計画, 総合計画策定方針 調査結果報告(市民アンケート), 基本構想(素案)
	平成21年度	審議会 4回	市民提言募集結果報告, 基本構想(素案), 施策体系 協働のまちづくりワークショップ結果報告, 目標人口の設定, 基本計画(素案) パブリックコメント結果報告, 基本構想・基本計画(案), 答申 第1次美祢市総合計画(実施計画), ふるさと創造未来交付金(制度概要)
	平成22年度	審議会 2回	ふるさと創造未来交付金応募団体の選考 ふるさと創造未来交付金応募団体の選考(ヒアリング実施)
第2期 H22.9.1 ～H24.8.31	平成22年度	審議会 2回	委嘱状交付, 第1次美祢市総合計画(実施計画)に係る意見具申 第1次美祢市総合計画実施計画(第2期)概要, 地域審議会からの意見への 対応, ふるさと応援未来創造交付金(制度概要)
	平成23年度	審議会 2回	第1次美祢市総合計画(実施計画)に係る意見具申 第1次美祢市総合計画実施計画(第3期)概要
	平成24年度	審議会 1回	第1次美祢市総合計画(実施計画)に係る意見具申
第3期 H24.9.1 ～H26.8.31	平成24年度	審議会 2回	委嘱状交付, 報告事項(地域審議会概要, 役割) 第1次美祢市総合計画実施計画(第4期)概要
	平成25年度	審議会 2回	第1次美祢市総合計画(実施計画)に係る意見具申 第1次美祢市総合計画実施計画(第5期)概要
第4期 H26.9.1 ～H28.8.31	平成26年度	審議会 2回	委嘱状交付, 報告事項(地域審議会概要, 前期基本計画検証) 美祢市総合計画後期基本計画, 第1次美祢市総合計画実施計画(第6期) 概要, 平成27年度予算概要
	平成27年度	審議会 2回	第1次美祢市総合計画(実施計画)に係る意見具申 地域審議会からの意見への対応, 平成28年度予算概要